

# 教育ファームを支援します！

※ 教育ファームとは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農林漁業者等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組です。

消費・安全対策交付金(地域における食育の推進)

## ○支援対象となる取組の要件

食への関心や農林漁業への理解を深める活動として

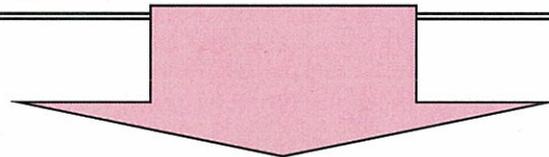
- ①農林漁業者等の指導による農林漁業体験であること
- ②一連の農作業等を体験できる機会を提供するものであること

\* 取組に当たっては、調理等、食の体験も含んでいることが望ましい。  
観光農園等における収穫のみの体験、市民農園等で農林漁業者等の指導を受けないもの等、いわゆるレジャーと考えられる取組は支援対象としない。

## ○事業実施主体……県、市町村、農協、生協、特認団体

\* 特認団体とは、以下の①、②の要件を満たし、都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体。  
①代表者の定めがあること、②定款等組織及び運営についての規約があること。

## ○交付率:定額(1/2以内)



行政、生産、教育分野等の関係者間でしっかり話し合っていくことが取組を充実させるポイント



1. 教育ファーム推進会議の開催  
・委員謝金、旅費、資料作成費等

2. 指導者養成講座の開催  
・講師謝金、旅費、会場借料、資料作成費等



まずは近隣の田畑や学校から始めてみようか。  
子ども達がええ顔をしとるなあ！



## 3. 農作業等体験の機会の提供

- ・講師謝金、旅費
- ・体験圃場等の借地料・管理費、機械等の借料、保険料等の損料
- ・同一都道府県内の移動にかかる参加者の交通費(貸切バス等の借料)
- ・種苗、生産資材、実習用具等の消耗品費等

詳細については、下記まで御相談ください。

東北農政局消費生活課 TEL022-263-1111(代) 内4417